

第2 防火区画

1 面積区画

建基令第112条第1項ただし書き及び第6項に規定する用途に供する建築物は、その用途上やむを得ず防火区画できない部分を有する建築物であり、その建築物全ての部分が区画を免除されるものではなく用途上やむを得ない場合に限られる。

また、倉庫荷捌き場（荷役機械を除く。）、ボウリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場等は、建基令第112条第1項ただし書き及び第6項に規定する「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当するが、飲食店、喫茶店その他従属的営業の用途に供する部分について区画すること。

2 堅穴区画

- (1) ダクト、配管類が防火区画の床を貫通する場合、可能な限りダクトスペース等を設けその中に入れること。★
- (2) 建基令第112条第11項ただし書きにより、適用除外となる部分で、同項第1号に規定する「避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹き抜け」の地下及び仕上げの内装を含めて不燃材料で造る範囲は、当該吹き抜けを含めて準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画された吹き抜け部分と一体となっている空間の全てとする。
なお、「避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹き抜け部分」とは、避難階と直上階又は避難階と直下階のそれぞれ2層にわたる空間のみをいい、避難階の直下階から直上階までの3階層にわたる者は含まれない。
- (3) エスカレーター部分は建基令第112条第11項の昇降路に該当するので、防火防煙シャッターによる堅穴区画とすること。
- (4) エスカレーター周囲を区画する場合は、避難用扉を設けること。
- (5) 堅穴部分とその他の部分とを区画する場合、直接外気に開放されている廊下、バルコニー等はその他の部分から除かれること。

3 異種用途区画

建基令第112条第18項で、建基法第17条各項のいずれかに該当する場合において、その部分とその他の部分を用途区画する場合は、原則として建基法別表第1（イ）欄の枠内の用途相互間について区画すること。

ただし、異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶店・食堂ホテルのレストラン等で次の要件に該当する場合には区画は不要とすることができる。

- (1) 管理者が同一であること。
- (2) 利用者が一体施設として利用するものであること。
- (3) 利用時間がほぼ同一であること。
- (4) 自動車車庫、倉庫等以外の用途であること。

4 防火区画に用いる防火設備

防火設備は、第2章第2節第1.2によるほか、次によること。

- (1) 建基令第112条第19項に規定する防火区画に用いる防火設備は、同項各号に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年建設省告示第2563号、以下「告示第2563号」という。）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。
なお、告示第2563号で常時閉鎖式防火戸は3㎡以内とされているが、これは開口部の大きさではなく、一の防火戸の大きさを規定しているものである。また、3㎡を超える防火戸にあっては常時閉鎖式とせず、同告示第1.2.イからトに適合させること。
- (2) 一の堅穴区画に架かる煙感知器連動の防火戸が同一階に2以上ある場合、原則として一の感知器の作動により、当該防火戸は全て閉鎖し、防火区画を構成すること。
なお、感知器が故障しても作動するように手動閉鎖装置を容易に操作できる位置に設けること。
- (3) 告示第2563号に規定される煙感知器を設ける場所に適さない場所は次に掲げる場所であること。
 - ア 換気口等の空気吹出口に近接する場所
 - イ じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所
 - ウ 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
 - エ 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
 - オ 排気ガスが多量に滞留する場所
 - カ 煙が多量に流入するおそれのある場所

キ 結露が発生する場所

なお、アからキまでの場所に煙感知器を設置する場合は、次のいずれかによること★

ア 煙感知器を蓄積型とする。

イ 非蓄積型の煙感知器を設ける場合は、二の感知器の作動の組み合わせにより連動させる。

(4) 告示第 2563 号第 1. 二. トで、防火戸の自動閉鎖機構（温度ヒューズ連動を除く。）は予備電源を必要としているが、電源を遮断することにより起動する防火戸の自動閉鎖機構で、シャッター以外の防火戸に用いるものについては、避難上の支障が生じるおそれのない場合、予備電源を設置しないことができるものとする。（昭和 49 年建設省住指発第 342 号）

(5) 防火戸を連動させる感知器の設置は、いずれの方向からの煙でも感知するような位置、個数とすること。

(6) 避難階段及び特別避難階段の附室並びに非常用昇降機の乗降ロビーの防火戸には、次により消防用ホース通過孔を設けるように指導すること。★

ア 位置は防火戸の開閉に支障のない位置とすること。

イ おおむね 15 cm 四方から 20 cm 四方とすること。

ウ 消防用ホース通過孔の部分は手動で開閉できるものとし、防火戸は閉鎖状態が保持できるものとする。

5 風道及び防火ダンパー

防火ダンパーは、第 2 章第 2 節第 1. 2. (3)によるほか、次によること。

(1) 自家発電設備は、機器の性能を確保するため、換気風道を専用とし、当該換気風道については、機械換気設備の機械室及びポンプ室等（耐火構造の壁及び床又は特定防火設備で区画されたものに限る。）の部分を除きおおむね 30 分間以上の耐火性能を有するもので被覆等すること。

なお、当該換気風道が建基令第 112 条等に規定する防火区画を貫通する場合は、当該防火区画内を貫通する部分の風道は、耐火構造で造る等、当該区画貫通部分に防火ダンパーを設けない構造とすること。

(2) 防火ダンパーは可能な限り防火区画の壁又は床の貫通部に直接取り付けること。

なお、やむを得ず貫通部の直近に設ける場合、貫通部と防火設備との間のダクトは厚さ 1.5 mm 以上の鉄板とするか、又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆すること。

(3) 昭和 48 年建設省告示第 2565 号で火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火設備とすべき場所は、風道が堅穴区画又は異種用途区画を貫通する場合及び風道そのものが堅穴的な構造であること。

(4) (2)によるダンパーの煙感知器は、間仕切壁等で区劃された場所で当該ダンパーに架かる風道の換気口等がある場合は、壁（天井から 50 cm 以上下方に突出した垂れ壁等を含む。）から 60 cm 以上離れた天井等の室内に面する部分（廊下等狭い場所であるために 60 cm 以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分）に設けること。

6 その他

(1) カーテンウォール工法にあつては、床版先端とカーテンウォールとの間に間隙が生じやすいが、間隙にはモルタル等を十分に充填すること。

また、カーテンウォール支持部材及び構造上重要な方立も耐火被覆をすること。★

(2) プレキャストコンクリート板を使用する壁、床にあつては、所定の施工仕様に基づき目地部分の間隙充填や端部の耐火被覆等を十分に行うこと。

(3) 建基令第 1 1 2 条第 1 項でスプリンクラー設備等の消防用設備等を設ける場合、消防法令の基準に適合させること。

※ 設置に係るスプリンクラーヘッドの個数は、規則第 13 条の 6 第 1 項第 1 号表中「その他のもの」とする。